

一関市立一関中学校「いじめ防止基本方針」

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の学校経営の最重点である、すべての生徒が安全かつ安心して過ごすことのできる学校づくりを推進するために「一関中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ問題対応にあたっての視点」を次に示す。

◎「関中思いやり宣言」を意識した指導

・安全バッジの装着、「勇気」「こころ配り」「笑顔」を大切にした学校生活

◎人権教育を基盤とした指導

・仲間づくり、人権意識の高揚

◎学習活動等の充実

・生徒にやる気を起こさせる授業実践

◎日常の生徒への指導の充実

・生徒一人一人の理解、責任ある対応、生徒の居場所づくり

◎家庭や関係機関等との連携

・保護者、地域との情報交換、警察、児童相談所等への相談

2 「いじめ」と「いじめ解消」の定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

〔具体的ないじめの態様〕

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- ・意図的な仲間はずれ、集団によって無視される。
- ・遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取り組み

1 教職員による指導

- (1) 「関中思いやり宣言」のもと、安全かつ安心な学校づくりを目指して、生徒自らがいじめ問題に取り組めるように生徒会への支援を行う。
- (2) 安全バッジで“安全・安心意識”の高揚を図り、「勇気」「こころ配り」「笑顔」を三本柱に、生徒がよりよい人間関係を築けるような実践的態度を育てる。
- (3) 道徳や学級活動で、いじめ問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対許されない行為であることを指導する。(いじめはしない、させない、見逃さない)
- (4) 人間関係を構築するためのスキル(例：構成的グループエンカウンター)や社会性を養う体験的活動(例：キャリア教育)等を積極的に実施する。
- (5) 生徒が日常的に何気なく使っている言葉や態度、行動(遊び)等に注意を払い、望ましいものを身につけさせる。
- (6) 落書きや器物の破損は、迅速に修復し、関係した生徒が特定できない場合でも、全体(学年・学級)に指導する。
- (7) インターネット・スマートフォン等の普及に伴い、生徒自身が、被害者とならない、加害者とならない、加害行為に手を貸さない、という視点をもって正しく安全な通信技術利用を含めた情報モラル教育を行う。
- (8) 4月の早い段階で、各学級で「いじめ問題への対応について」の授業を行う。また、同日に家庭宛文書にて、「いじめ問題への対応について」の周知を行う。

2 生徒に培う力とその取組

- (1) 全校生徒一人一人が、生徒会の「関中思いやり宣言」のねらいを理解し、「勇気」「こころ配り」「笑顔」を大切にしながら、すすんで安全で安心な学校生活を送ることを目指す。
- (2) 全校生徒一人一人が、安全バッジをつけることにより、誰もが落ち着いて生活することのできる、居心地のよい関中をつくっていく。
- (3) 全校生徒一人一人が、いじめ問題について、いじめは人権侵害であり、絶対許されない行為であることを認識する。
- (4) 各学級(学年)では、いじめ問題について「自分たちの学級(学年)ではどう対処するか」等の約束事を話し合い、確認しておく。
- (5) 生徒は、日頃から、人間関係を身につけるためにキャリア学習に取り組み、社会性を高める。
- (6) 生徒は、「あいさつ、思いやり、進路開拓」など、『あこがれの関中像』の実現を目指す。
- (7) 生徒は、日常的に何気なく使っている言葉や態度、行動(遊び)等が思いやりあるものかを振り返る。
- (8) 生徒は、物を大切にし、誤って壊した場合は届け出る。関係した生徒が特定できない場合は、全体で話し合う。
- (9) よいコミュニケーションや人と人との関係づくりのために、今後も変化を続けていくであろう情報手段をいかに上手に賢く使っていか、そのための判断力や心構えを身に付ける。

3 家庭・地域との連携

- (1) 行事や参観日等の学校開放の日を活用し、保護者や地域の方々に生徒の様子を知ってもらう。
- (2) 各種集会、学校・学年・学級通信、PTA活動等のあらゆる機会を通じ、生徒や保護者、地域の方々にいじめ問題について知らせ、関心を持ってもらう。
- (3) 普及の著しい携帯電話を始めとする情報通信端末に関わる様々な問題に対しては学校、地域、家庭が連携を図りつつ、情報モラルを身に付けさせる指導を適切に行う。

4 いじめ対策のための組織（校内体制）

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対応チーム」を置く。

（1）構成員

校長、副校長、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、教育相談担当、スクールカウンセラー（必要に応じ、該当生徒の担任）

【重大事態発生時は右を加える場合がある】＝学校評議員、市教委担当者、その他関係機関

（2）いじめ対応チームの役割

- ①いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ②いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ③いじめに係る情報があつたときには情報の迅速な共有及び事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ④いじめであると認知した場合、速やかに学校の設置者（教育委員会）及び関係諸機関に報告を行う役割。
- ⑤いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ⑥学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

（3）開催時期

いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

5 生徒の主體的な取組

- （1）生徒会による「関中安全宣言」「関中思いやり宣言」等の取組
- （2）「関中安全安心の日」セレモニーの取組
- （3）好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や取組

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- （1）いじめの問題にかかわる校内研修…年2回（7月、11月）
- （2）いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断…年2回（6月、11月）

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- （1）いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- （2）日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。（学級担任は、日記や生活ノート等も活用する）
- （3）いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、給食時間、部活動においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- （4）遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら早期の発見に努める。
- （5）いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- （6）地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- （1）生徒を対象としたアンケート調査（こころのアンケート等）…年3回（6月、10月、2月）
- （2）保護者を対象としたアンケート調査…年2回（6月、10月）
- （3）教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査…年2回（6月、11月）

3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

- 日常のいじめ相談（生徒及び保護者）・・・・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・教育相談担当、生徒指導主事
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・・学校または一関警察署
- ※24時間いじめ相談電話（県教委）・・・・・・019-623-7830（24時間対応）

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対応チーム」を招集し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめであると認知した場合、速やかに学校の設置者（教育委員会）及び関係諸機関に報告する。
- (7) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (8) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った児童生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (9) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、一関市教育委員会及び一関警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策チーム会議」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに一関警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。【いじめ防止対策推進法第28条①】
- (2) いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【いじめ防止対策推進法第28条②】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（教育委員会）及び関係諸機関に報告する。
- (2) 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

- (1) 学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- ア 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策チーム」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- イ 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ウ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- エ 調査結果を学校の設置者に報告する。
- オ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
※関係者の個人情報に配慮する。
- カ いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- キ 「いじめ対策チーム」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

- (2) 学校の設置者（教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。